

工事監理業務仕様書

(目的)
第 1 条 この仕様書は堺市が下水道工事の施工監理に関する業務の一部を委託し、受託者の監理業務の取り扱いについて定めるものである。

(受託者の資格)
第 2 条 受託者が定める監理員は、1級土木施工管理技士の資格を有する者、2級土木施工管理技士の資格を取得後4年以上の実務経験を有する者。又は大学卒業後5年、短大、高専卒業後8年、高校卒業後11年以上の実務経験を有する者とする。

(承認と協議)
第 3 条 監理員は、本市発注工事に於ける工事請負業者の現場代理人(以下現場代理人という)と十分協議し、承認事項については本市監督員の指示によるものとする。

(設計図書の熟知)
第 4 条 監理員は、工事監理業務委託契約書(以下契約書という)設計図面・設計書及び仕様書等の内容について熟知し、かつ工事現場の状況に精通し契約書・設計図面及び仕様書に基づき工事が完全に施工されるよう監督を行うものとする。

(書類の整理)
第 5 条 監理員は、次に掲げる書類等を常に整備しておかなければならない。

1. 設計図面	8. 工事打合せ記録簿(工事単位に編集)
2. 仕様書	9. 監理員出勤簿集計表
3. 設計書(金抜き)	10. 監理員及び技術者届
4. 監理員出勤簿	11. 使用車両及び車両保管場所証明綴
5. 時間外勤務命令書(月別)	12. 現場事務所設置届
6. 月別監理員出勤簿届	13. 連絡用通信機明細書
7. 工事監理日誌・現場記録写真	14. その他提出書類の控え

(検査の立会)
第 6 条 監理員は、監理業務の出来高検査又は完了検査の際は、必要に応じてその場に立会い、検査員の求める説明に応じなければならない。

(報告)
第 7 - 1 条 工事概要、施工監理概要、地元対応事項等を記入した監理日誌を毎日本市監督員に提出し、必要に応じて打ち合わせを行うこと。

第 7 - 2 条 監理員は、次の事項について速やかに本市監督員に報告しその指示を受けなければならない。

- 敷地境界に疑義があるとき。
- 設計図書に疑義があるとき。
- 工事関係事項について関係官庁又はこれに類する機関より指示、又は注意を受けたとき。
- 近辺住民より工事施工について苦情等の申し出があったとき。
- 請負業者より使用材料、施工方法等に変更の申し出があったとき。
- 天候、気温、その他の原因により施工上不利な条件発生のおそれがあったとき。

7. 天災、その他の理由により工事進捗に支障をきたし、または工事中止の事情が生じたとき。
8. 工事遅延のおそれがあるとき。
9. 請負業者自ら工事遂行の意思がなく、工事を一括して第三者に下請け施工させる疑いのあるとき。
10. 請負業者に経営事情悪化の傾向が認められるとき。
11. その他必要と認める事情があったとき。

(現場立ち入り禁止)

第 8 条 監理員は、工事関係者及び用務のあるもの等以外のものを、みだりに現場に立入らしてはならない。

(監理員事務所)

第 9 条 受託者は、監理事務所を設置しなければならない。監理事務所には必要な備品(机・椅子・応接セット・その他必要なもの)を用意しなければならない。

(工事週報)

第 10 条 監理員は、施工した作業の概要、入荷材料を記した工事週報を請負業者より、毎週月曜日に提出させなければならない。

(監督の一般事項)

第 11 - 1 条 監理員は、常時腕章、名札、従事者証明書等を携帯し、立場を明らかにしなければならない。

第 11 - 2 条 監理員は、常に工程に注意し、段取、材料、手配等について必要な指示を与えなければならない。

第 11 - 3 条 監理員は、工事が遅延するおそれがあるときは、請負業者と協議するとともにその処置について本市監督員に報告しなければならない。

第 11 - 4 条 監理員は、請負業者に施工上必要な図面を工事に従い準備させなければならない。

第 11 - 5 条 監理員は、必要に応じて工事に関する諸官庁への届出、願い出・許可申請等に対する許認可の処理をしなければならない。

(既設物の保護)

第 12 - 1 条 工事区域には、重要地下埋設物が多数あり、位置・管種等を十分把握するとともに、各管理者・占有者と協議を入念に行うこと。

第 12 - 2 条 監理員は、請負業者に対し既設工作物並びに道路等に損傷を与えないよう、適切な対策を講じさせなければならない。万一これらに損傷を与えたときは、速やかに現状を復旧させるとともに、顛末を本市監督員に報告しなければならない。

(材料検査)

第 13 - 1 条 監理員は、工事に使用する材料については、必要に応じて使用前の材料の品質・数量等について検査し、不合格の材料については遅延なく場外に搬出させるとともに本市監督員に報告しなければならない。

第 13 - 2 条 前項の品質検査のうち JIS 規格等規格品については、抜取検査又は見本検査とすることができる。

第 13 - 3 条 材料検査は原則として現場・若しくは資材置き場において行うものとし、これにより

難しい場合は、本市監督員の指示を受けるものとする。

(立 会 検 査)

第 1 4 - 1 条 監理員は、本市監督員が必要と定めた事項については、その施工時には必ず立会わなければならない。

第 1 4 - 2 条 監理員は、立会検査を施工段階ごとに行うことが適当であると認められる場合は、段階検査を行うものとする。

第 1 4 - 3 条 監理員は、請負業者が監理員の指示に反して前条に掲げる立会い、又は段階検査を受けないで施工した場合には破壊検査をする必要について検討し、その状況を本市監督員に報告し、協議しなければならない。

第 1 4 - 4 条 工事完了後、外部から検査することの出来ない箇所は、本市監督員との協議のうえ立会いし、後日の参考資料として写真等記録を残し提出しなければならない。

(監 理 員 の 指 示)

第 1 5 - 1 条 監理員は、工事の施工が図面及び仕様書に適合しないと認められるものがあるときは、請負業者に対し必要な指示を与え、もし請負業者がこれに従わないときは、その旨を本市監督員に報告しなければならない。

第 1 5 - 2 条 監理員は、建設業法、労働基準法、騒音規制法、道路法、道路交通法、下水道法、その他関係法規に注意しそれらの法規に違反すると認められるものがあるときは、請負業者に対して必要な指示を与え、もし請負業者がこれに従わないときは速やかにその旨を本市監督員に報告しなければならない。

(工 事 変 更、 中 止 等)

第 1 6 - 1 条 監理員は、本市監督員より工事変更の指示を受けたときは、ただちに必要な手続きをとらなければならない。

第 1 6 - 2 条 監理員は、工事を変更し、一時中止する必要があると認められたときは、速やかに本市監督員と協議しなければならない。

(臨 機 の 処 置)

第 1 7 条 監理員は、災害発生のおそれのある場合は、請負業者に充分防災処置を講ぜしめるとともに被害のあった場合には、ただちに被害状況並びに被害類を調査のうえ、本市監督員に報告しなければならない。

(請負業者提出書類の審査)

第 1 8 条 監理員は、請負業者から提出する書類については、その内容を審査し、本市監督員に報告しなければならない。

(現場代理人等に対する異議)

第 1 9 条 監理員は、現場代理人又は、技術者が工事の施工監理につき、著しく不相当と認めた場合はただちに本市監督員に報告し、その処置について本市監督員と協議しなければならない。

(工 期 の 延 長)

第 2 0 条 監理員は、工事完了期限の延期の必要があると認めるときは、速やかに本市監督員と協議しなければならない。

(請負業者の契約不履行の場合)

第 2 1 条 監理員は、請負業者が正当な理由なく工事に着手しないとき、その他契約の履行について疑念があるときは、速やかにその事由を調査し、その処置について本市監督員と協

議しなければならない。

(第3者に対する損害)

第 2 2 条 監理員は、工事の施工に伴い請負業者が第3者に損害を及ぼしたときは、遅滞なくその事実を調査し、本市監督員に報告しなければならない。

(完了検査後の処置)

第 2 3 条 監理員は、工事完了検査の結果補修又は改造を要する場合において、その履行を監督し、本市監督員に報告しなければならない。

(受託者の責任義務)

第 2 4 - 1 条 監理員は、本市監督員に協議、報告を行わず、又は指示に従わずに請負業者、付近住民、各占有者及び第3者に損害等を与えた場合、受託者の責任で解決するとともに、顛末を本市監督員に報告しなければならない。

第 2 4 - 2 条 監理員は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてを職務遂行のために用いなければならない。なお、職務上、知り得た秘密は絶対に漏らしてはならない。

(その他の事項)

第 2 5 - 1 条 労働時間については労働基準法に基づくものとする。又休日勤務については原則として4週内(日曜から始まる一週間)の勤務日との振替休日とする。

第 2 5 - 2 条 監理員は、本市下水道部に出勤簿を備えて、出勤時に捺印すること。毎月、担当工区の月別出来高表及び図面を提出すること。

第 2 5 - 3 条 監理員は、本市係員と協議し承諾を得た、現場連絡用車両を準備しなければならない。

第 2 5 - 4 条 監理員は、本市監督員との連絡用通信機(携帯電話)を常時携帯し、常に連絡が取れるようにしておかなければならない。

第 2 5 - 5 条 監理員は、現場記録撮影用写真機(デジタルカメラ200万画素相当以上)を準備し、日誌等には現場写真(ファイン紙以上)を添付しなければならない。

第 2 5 - 6 条 受託者は、本市担当者用のノート型パソコンを準備しなければならない。なお、機能等は下記とする。

OS Windows XP
ソフト Microsoft office2000以上
ハード A4ノート型(付属品はマウス・テンキー)・14.1TFT以上
(CPU 2.0G・メモリ 512MB・HD 40GB・FDD・CD-RWとする。)

第 2 5 - 7 条 監理員は、契約書、設計書、仕様書及びその他関係図書に記載がなく又疑義が生じた場合は、本市監督員と協議し決定すること。

第 2 5 - 8 条 監理員は、本市監督員の指示のもとに、監理業務に必要な備品(マンホール開け・懐中電灯・下水管ミラー・カラーコーン等)を常備しなければならない。